

# 公共図書館における電子図書館推進のための留意点

2012年10月18日  
一般社団法人日本電子出版協会  
会長 関戸雅男

## ◆ 検討の目的と背景

公共図書館の電子化により、多くの人に対してこれまでより多くの出版物に接する機会を提供することが可能となり、情報における機会均等が実現する期待がある。しかしながら、公共図書館における電子出版物利用が、民間の出版事業やその流通事業の発展を阻害することになってはならない。民間による活発な出版活動こそが図書館の基盤であり、同時にそれが民主主義の基盤でもあるからである。

電子出版においてまず促進しなければならないのは、民間による電子出版活動の確立であるが、残念ながら現状では民間の活動を維持できるまでの利潤を生み出す状況には至っていない。また、その流通についても緒に就いたばかりである。

そのような状況下で日本電子出版協会は公共図書館における電子図書館の健全な発展を願い、公共図書館が電子出版物を図書館利用者に提供（館内・館外）する際に、各関係者（図書館、図書館システム構築者、出版社・著者など権利者）が考慮すべき点、考え方、留意点をまとめ、広く社会に提示する。

## 1. 検討対象の図書館

検討対象は地方公共団体が運営する図書館法が定める図書館とし、利用者が限定され、すでに種々の契約関係が成立している大学図書館、また学校の図書室、国会図書館はこの検討の対象外とする。

## 2. 検討対象の電子出版物

一口に電子出版物といってもさまざまな形態がある。ここで取り扱うのは、館内利用と貸出（配信）利用が想定されている、図書館向け電子書籍・電子雑誌のことである。

その他の媒体については以下のような点に注意が必要である。

### ・ CD-ROM などのパッケージ媒体

従前どおり出版社・著者の許諾のもとに行われる必要がある。館外貸出について JEP A では「館外貸出許諾マーク」を設定している。館内 LAN を通じた利用についても各出版社が利用基準を定めているため、その基準に従うことが必要である。

### ・ コンテンツを読書端末などに格納し、館内閲覧、館外貸出しに供する場合

一般的な電子書籍の配信サービスは個人向けのサービスとして設定されており、図書館における利用は想定されていない。したがって著者や出版社など権利者および配信業者に適切な許諾をとるか、図書館向けの配信サービスを利用することが必要である。

### ・ 冊子体を図書館で電子化して利用する場合

著作権が存在している場合は当然、著者や出版社など権利者の許諾が必要である。

### 3. 著作権などの状況による利用手続き

電子出版物の取り扱い基準は著作権の存否で以下のように異なる。

- ・著作権が切れている場合

図書館による電子化および利用は問題がない。ただし、挿絵など著作者が異なるコンテンツが混在している場合もあり注意が必要である。

- ・孤児作品

著作権者が所在不明などの理由によって、著作権の存否が不明な作品もしくは許諾交渉ができないなどの、いわゆる孤児作品は文化庁の裁定が必要である。

- ・著作権が存続している場合

著者や出版社など権利者からの利用許諾が必要となる。

なお著者や出版社など権利者が図書館利用を積極的に認めたい場合もあると考えられる。このような場合には事務手続きの簡素化を図るため、「権利者による図書館利用許諾宣言」などを行なうことも検討されてよいだろう。

### 4. 図書館によるデータ保存

通常の電子出版物については配信業者などを通じて入手されるべきだと思われる。

各図書館内にデータを蓄積・保存するのは郷土史など個々の図書館独自のコンテンツに限定されるべきである。

### 5. 館内閲覧

館内閲覧を許諾するに際してはプリントアウト、デジタルコピー、同時閲覧者数の制限について定める必要がある。

- ・プリントアウトの可否

冊子体のコピーなどの範囲と同じ程度のプリントアウトは許されると思われる。ただしプリントアウトは司書の管理下に置くことが必要である。

- ・デジタルコピーの可否

現状では制限されるべきだと思われる。ただしデジタルコピーのルールについては今後検討されるべき事項である。

- ・同時閲覧者数の制限

7.を参照

### 6. 館外閲覧

- ・ネット配信の可否

ネット配信を許諾する場合、配信を受けられることができる利用者の範囲、同時閲覧者数の制限、コピーガード、印刷に対する制御、認証システム、DRMなどを明確にする必要がある。

- ・館外貸出（パッケージ・読書端末など有形物で貸出し）の可否

CD-ROMなどのパッケージ媒体および読書端末にダウンロードした書籍を格納して貸し出すことも前述2.の配慮が必要である。

- ・デジタルコピーの可否

司書の管理の下にあるわけではないため原則禁止されることが必要である。

- ・プリントアウトの可否

司書の管理の下にあるわけではないため原則禁止されることが必要である。

#### 7. 同時閲覧者数

同時閲覧者数の制限とはひとつのコンテンツを同時に何人が閲覧できるかの制限である。貸出処理動作と返却処理動作は必須であり、一旦貸し出すと、返却処理が行われないうえに他には貸し出せない仕組みが必要である。これにより通常の冊子体に近い管理が行える。

他には利用規模に応じたサイトライセンス方式も企業や大学などを対象に利用されているが、公共図書館の場合は対象人数が膨大であるため注意が必要である。

#### 8. 他館からの利用

国会図書館が公共図書館に対して行う電子コンテンツの配信についてはここでは触れない。

・電子出版物においては、冊子体と異なり契約外他館からの利用は原則できない。

#### 9. 図書館への販売価格

ネット配信や閲覧の即時化など電子図書館では本の閲覧が従来より格段に便利になる。そのため、図書館向け価格は個人向け価格とは異なる設定になるべきである。従来、図書館向けと市販本の間には価格差はなかったが、電子図書館システムではこの慣習は見直されるべきだと考える。

・固定価格または従量料金制

販売価格は従来と同じような固定価格とする場合と利用に応じて料金が発生する従量制とする場合とがある。従量料金制とする場合でも初期販売価格は設定されるべきである。

・貸出し回数制限

米国などで一部行われている一定の貸出回数が過ぎると再購入という仕組みも検討されてよいだろう。

#### 10. 契約期限

電子図書館サービスは冊子体と異なり契約期限が設定される。電子図書館サービスとの契約はもちろんのこと、配信の元契約（著者によるコンテンツ配信の許諾など）自体が失われる場合もあることに留意が必要である。

#### 11. ユーザーからの利用料の徴収

公共図書館における電子出版物の貸出有料化は、公共図書館の目的、および民業との競争において疑問である。それは単なる国営書店、公営書店にほかならず、図書館自体の否定である。

以上